

another eye

山本 譲司さん
JOJI YAMAMOTO

1962年、北海道生まれ。佐賀県で育つ。菅直人議員の公設秘書、東京都議会議員を経て、1996年、衆議院議員に当選。2000年9月の秘書給与流用事件で01年2月に実刑判決を受け、受刑生活に入る。433日間にわたる獄中生活の手記『獄窓記』（ポプラ社、新潮文庫）は大きな反響を呼び、TBS系列でドラマ化、さらには新潮ドキュメント賞を受賞。現在は、福祉や刑務所改革の frontline での仕事のほか、講演や執筆など、旺盛な活動を展開している。他の著作に『累犯障害者』（新潮社）、安部譲二氏との共著『塙の中から見た人生』（カナリア書房）など。この2月に『続獄窓記』（ポプラ社）を上梓したばかり。

社会は、マジョリティだけのものではない。

順風満帆の政治家人生から急転直下、監獄へ。

そこで体験したものは、「触法障害者」と呼ばれる人々の壮絶な実態と
これまでの福祉観を根底から揺るがす現実の数々だった。

出所後、執筆した手記を世に問い、新たな認識とともに福祉の現場へと乗り出していく。

元衆議院議員にして現在は福祉、刑務所改革に情熱を注ぐ

山本譲司さんに話をうかがった。



塙の中の現実

433日間という時間が長いのか、短いのか。もちろん、その時の状況や個人によって感じ方は異なるだろう。幼児なら明らかに相貌が変わってくるだろうし、長い人生の中ではわずかな期間かもしれない。だがそれが、監獄の中で過ごす時間だったら――。

民主党所属の衆議院議員だった山本譲司さんが、政策秘書給与の流用事件により実刑判決を受けたのが、2001年2月。「実刑は厳しい」という声が寄せられるなか、山本さんが控訴をせずにそのまま刑に服したことにに対し、多くを考えさせられた事件だった。

「認識が甘かったとはいえ、罪を犯してしまったわけですから償うのは当然です。控訴という中途半端な手段を取るよりも、ここはひとつ、外界から遮断された場所に身を置いて、徹底的に自分を見つめ直してみようと思ったんです。選挙至上主義の中にいた自分に対する反省ですね。あの事件は、秘書給与の詐取という個別の案件というよりも、政治家としての私への警鐘だったように思えてなりません」

そして服役中の山本さんに与えられたのが、障害を持った同囚たちの介助役という仕事だった。そこには、モノをつくる、組み立てる、といった生産的な作業に関与させてもらえず、しかも刑務所以外にまったく拠り所がないという人々が数多く存在した。

「私の経験では、刑務所という所は、居れば居るほど、非人間的・非社会的な存在になっていくような場所です。障害者一人ひとりに見合った、個別の処遇など、まったくなされません。そうした環境の中で、先天的

にコミュニケーション能力に困難を抱えた彼らは、ますます社会適応能力を失っていくんです。ですから私は、福祉の仕事に携わるようになったいま、彼らが、社会適応能力を獲得して世に出ていけるようにするにはどうしたらいいか、そのことを考え、実現する方向で動いているんです」

PFI刑務所のめざすもの

通常、私たちは、刑務所というところは極めて特殊な、映画やドラマでしか見聞きしない場所だと考えている。しかし一歩間違えれば、獄中の人になる可能性は誰にでもあるのだ。

「刑務所の塙の中に悪い奴を閉じ込めておくことによって、社会の安全が保たれている。私も自分が入るまではそう思っていました。確かに、獄中にある2割、3割は凶悪な人間といわざるをえないかもしれない。しかし7～8割の人間は、むしろ避難所として刑務所を選んでしまっているというのが実態です。社会の側からネグレクトされる、冷たくされる、虐待や差別を受ける……。そうした日々の果てに辿り着く場所が刑務所なんです」

いわゆる触法障害者と言われる人々は、ごく軽微な罪で収監されることが多いという。

「30円の車上荒らしで3年の刑になった方がいました。中度の精神障害の方です。中度というのだいたい小学校低学年くらいの精神年齢でしょうか。ある時、たまたま通りかかった所でクルマの窓があいていた。で、ダッシュボードの上に置いてあった30円をつい、取っちゃった。『おい、こら』と言われたけど彼は逃げない。逃げないから被害者はおっかなくなって通報する。警察に連れていかれてもまったく

状況が説明できない。裁判になればなつたで、できれば裁判官の前で泣き崩れてほしいんだけど（笑）、置かれている状況がわからないから、『おじさん、誰?』なんて言っちゃう。裁判官もどうしていいかわからない。結果、3年の実刑です。これが、私たちの社会の現実なんです」

山本譲司さんがいま、特に力を注いでいる仕事として、PFI刑務所（※1）への関与がある。民間資金を活用した公共施設の整備をPFIと呼ぶが、刑務所としては現在、山口県美祿市を皮切りに、栃木県の喜連川、兵庫県播磨があり、今年10月には島根県浜田市に4つ目がオープンとなる。ただし、いずれの施設も「刑務所」という名称は採用していない。

「法務省がPFI構想を打ち出した時から、民間アドバイザーとして係わってきました。主に、『特化ユニット』と呼ばれる所で、障害を持った受刑者たちの教育プログラムを作ったり、実施したりしています。また、出所後の受け皿のない受刑者に対しては、一人ひとりと面談して、『今後どうしたいか』を聞きます。例えば、ホスピタル・クラウン（※2）という教育プログラムがあります。道化師ですね。実際に道化師の方を招いて、感情表現をできるようにして、そのうえで、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）や、国語、算数、買い物訓練、認知行動療法など、出所後の福祉や就労につながりやすい、社会復帰のためのさまざまなトレーニングのお手伝いをしています」

「排除しない」ことの意味

山本さんが刑務所の中で経験した実態とその考察を綴った手記『獄窓記』は、重いテーマにもかかわらず広範な読者をよびこみ、ドラマ化され、また同書は新潮

山本譲司さんが服役中に房内で読んだ本。本文中にあるように吉村昭さんの本をはじめ、歴史小説が多い。下の写真は本邦初公開、閲読許可証が添付してあるところ。許可期限は1ヶ月間、同時に所持できるのは3冊までだった。



ドキュメント賞を受賞した。今年2月、その続編である『続 獄窓記』が上梓されたが、版元であるポプラ社や新潮社には、続々と未知の受刑者からの手紙がやってくるという。

「受刑者処遇法（※3）が施行されて、手紙はそれまで親族にしか出せなかったんですが、社会復帰に資するためなら、あるいは犯罪と関係ない事柄であるならば、どんな人とも自由にやりとりできるようになったんですね。PFI刑務所もそうですが、いま、少しずつ受刑者に対する環境の改革が進められてきているんです」

が、しかし、福祉の現状に対する山本さんの視線は冷静で、厳しい。

「福祉は立派な仕事で、とても自分なんかにはできない。そうイメージしている方もいるでしょう。もちろん、意義ある仕事だし、立派な方もたくさんいます。しかし、従来の福祉は、なかなか楽しみを持つ機会のない方々を娯楽の場に連れて行ってあげるという類の移動介助か、医療介助がほとんどなんです。メンタル面のケアは、大きく遅れている。極端に言えば、車椅子を押してあげる、オムツを替えてあげる、という段階で福祉は止まってしまっている。私たちがほんとうに考えなければいけないことは、そんなことではないと思います」

山本さんは「著しい外見的特徴を持った人は、障害者のごく一部でしかない」と指摘する。

「障害者の9割は、外見的特徴ではなかなかわかりません。ところが、世の中には、先天的に、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことが苦手だという人が、確実に存在するんです。皆さんの周りにも絶対にいるはず。まず、そういう人がいる

という事実をしっかりと認識すること。その上で排除せずにはどうやって付き合っていくかを考えること。だいたい、触法障害者1人を1年間、獄中で処遇することになると、コストが300万円かかるんです。これ、皆さんの税金です。そういう意味でも、社会の中で共存していく道を模索したほうが合理的なんです」

私たちの社会はいま、少しでも「異質なもの」に対して、非常に排他的になってしまったのではないか。

「テレビでは、主婦に大人気のタレントだったかキャスターだったが、『障害者の人権なんて言ってる場合じゃない。危険性のある人物は徹底的に隔離すべきだ』なんて発言して、さぞかし抗議の電話がかかってくるだろうな、と推測したら、抗議どころか『よくぞ言ってくれた』という声が多いと言うんですからね。犯罪発生件数も受刑者の数も右肩下がりに、世の中には漠たる犯罪不安があって、社会防衛論がむしろ主流になっている。社会というのは本来、マイノリティも含めて成立しているものです。社会防衛論の背景には、マジョリティのことだけしか念頭にないという、驕りがあると思います」

社会は、マジョリティだけのものではない。そんな簡単な事実を、私たちは、どこまでじゅうぶんに理解しているだろうか。しかし、「難しく考える必要はまったくない」と山本さんは言う。

「どんな人であれ、とにかく接してみることです。こちらが先に気持ちを閉じてしまうことをしない。まずはそこからですよ」

Text by : 直哉モレットイ



『獄窓記』
自らの受刑生活とそこで見た刑務所の実態を赤裸々に綴った話題の手記。新潮文庫のほか、ポプラ社の単行本もある。



『続 獄窓記』
今年2月に出た続編。社会復帰してからの福祉活動、PFI刑務所への取り組みなどについて綴られている。ポプラ社刊。

※1 PFI刑務所

民間資金を活用して公共施設を整備することをPFI (Private Finance Initiative) と呼ぶ。日本における最初のPFI刑務所は、昨年5月にスタートした山口県の「美祿社会復帰促進センター」。PFI刑務所に対するゼネコンのスタンスはさまざまだが、建物の建設やシステムの導入のほか、受刑者を自社および自社の系列・関連会社に雇用することも含めて係わるケースも増えている。

※2 ホスピタル・クラウン

病院で闘病中の人を「笑い」を通じて能動性を引き出したり、老人ホームや障害者施設などで「笑い」の技術を提供したりする文化活動のこと。欧米ではすでに根付きつつあるホスピタル・クラウンだが、日本にはNPO法人「日本ホスピタル・クラウン協会」
<http://www.hospital-clown.jp/>がある。

※3 受刑者処遇法

正式名称は、「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」。2005年5月18日の参院本会議で決、成立。これにより、明治時代から100年続いた「監獄法」がおよそ1世紀ぶりに改革された。これまで受刑者に認められていなかった様々な権利が獲得されている。